

安曇野市自動販売機設置者募集要領

制定	平成26年9月19日	26管財Aイー5第12号
改正	平成29年12月15日	29財管第1698号
改正	平成31年1月18日	30財管第2075号
改正	令和2年1月9日	1財管第1850号
改定	令和4年1月18日	3財管第1588号
改定	令和5年2月16日	4財管第1911号

市が管理する市有財産に自動販売機を設置する者（以下「設置者」という。）をこの要領により募集する。

1 目的

市有財産の公平かつ公正な有効活用を図りながら入札を実施し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 参加資格・要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者（第2項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過したものを含む。）であること。
- (2) 自己若しくは自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ将来にわたっても該当しないことを確約できるものであること。
 - ① 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - ④ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動又は維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (3) 公共の安全若しくは公共の福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全若しくは公共の福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 法人市民税又は市県民税を滞納していないこと。
- (6) 過去3年間に、自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は母子及び父子並びに寡

婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定が適用される者（以下「福祉団体等」という。）を除く。

(7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

3 入札事項及び条件等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付けにおける、自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借料を入札する。

(1) 貸付物件及び詳細

安曇野市自動販売機設置仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 貸付条件等

① 貸付期間

原則として賃貸借の開始から 3 年間とする。（自動更新はしない。）

ただし、前契約者が契約の途中で解約しているときは、解約日までの月数を加算して契約することができる。その場合、加算月は 12 月未満とする。

また、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）又は契約において維持管理業務を設置者以外の者（以下「維持管理者」という。）が行うことを定めた場合には維持管理者が貸付条件に違反する行為を行ったときその他市が必要と認めるときに、貸付契約を解除することができる。

② 貸付料

貸付料は落札された額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した（土地の貸付には加算されない）額をもって年額貸付料とし、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入すること。なお、貸付料は市が公用又は公共用に供するため契約を解除する場合のみ、既に納入された貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還するものとする。

③ 費用負担

ア 設置等にかかる費用

設置費、撤去の際の撤去費、移設の際の移設費、故障・破損・盗難・その他異常時における措置費等について設置者が全ての費用を負担する。また、管理上必要とする経費についても賃貸料とは別に負担すること。

イ 光熱費

設置者は、自動販売機に電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を市が指定する場所に取り付け、実使用量に基づき負担する。ただし、設置済みの施設についてはこの限りでない。

④ 維持管理責任

設置者と維持管理者（以下「設置者等」という。）は維持管理責任について同様の責を負うものとする。

ア 商品の補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置者等が適切に行い、利用者に不便が生じないようにすること。また、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置者等の負担により速やかに復旧させること。

イ 自動販売機設置に伴う事故、自動販売機の破損等、市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。

ウ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者等の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

- エ 使用済み容器の回収ボックスは、財産管理者と協議のうえ、設置者等の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。
- オ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- カ 自動販売機の設置に当たっては、設置者の負担により「自動販売機据付基準」及び JIS 規格を遵守した震災対策、転倒防止対策の安全措置を講じること。
- キ 商品の搬入・搬出、廃棄物の搬出、メンテナンス等を行う時間及び経路については、財産管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 環境対策
省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を軽減した機種とすること。
- ⑥ 原状回復
設置者等は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができないものとする。
- ⑦ 禁止事項
自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。また、財産管理者の承諾なしに自動販売機の設置及び管理運営に必要な業務を第三者に委託すること。
- ⑧ その他
販売品目、自動販売機の設置又は運用については、仕様書に従うこと。
- ⑨ 適用除外
福祉団体等が設置する場合については3（2）③から⑧までの規定を適用せず、財産管理者と協議のうえ、決定した事項をもって貸付条件とする。

4 参加申込手続

(1) 資格を証する書類の提出

参加を希望する者は、参加資格を証する書類を入札書提出前に提出すること。

① 提出方法

提出書類（④参照）を、直接又は郵送により提出する。電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、表面に「自動販売機設置 入札参加資格審査書類」と明記すること。

② 提出先

〒399-8281

長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 総務部 財産管理課 財産マネジメント担当

③ 提出期間

仕様書のとおり

④ 提出書類

	提出書類	法人	個人	摘要
a	入札参加資格審査書類送付書 (別紙1)	○	○	
b	商業登記簿謄本 (発行後3ヵ月以内のものに限る)	○		現在事項全部証明書 ※設置者となるもの
c	身元(身分)証明書 (発行後3ヵ月以内のものに限る)		○	本籍所在地の市区町村長が発行する証明書
d	業務実績書(別紙2)	○	○	
e	誓約書(別紙3)	○	○	
f	設置する自動販売機のカatalog	○	○	
g	委任状(別紙4)	△	△	申込者以外が入札を行う場合に限り提出
h	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

※支店等が契約の締結を行う際、申込人欄は支店等の名前を記入してください。

(2) 入札参加資格審査

参加資格要件に定める資格をすべて満たしているか審査を行い、財産管理者に周知した後、資格審査結果を参加希望者に通知する。なお、維持管理業務を維持管理者に行わせる場合についても維持管理者についての応募資格要件について審査し、同様に通知する。

(3) 入札書の提出

① 提出方法

入札書(別紙5)を直接又は郵送により提出する。

電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

なお、入札書は封筒に入れ密封し、かつ、表面に案件名及び物件番号、裏面に氏名を明記すること。

② 提出先

〒399-8281

長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 総務部 財産管理課 財産マネジメント担当

③ 提出期間

仕様書のとおり

④ 提出書類

	提出書類	法人	個人	摘要
i	入札書(別紙5)	○	○	

- 入札金額は年額とする。
- 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 消費税が課税される物件の落札金額の決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。ただし、土地に設置する場合は加算されない。

5 入札及び設置者の決定

入札は次のとおり行うものとする。なお、入札参加者の立会いを求めないものとする。

(1) 開札日及び会場

仕様書のとおり

(2) 落札者の決定

有効な入札書を提出した者であって、市が定めた最低価格以上、かつ、最高の価格をもって入札した者を設置者とする。

ただし、最高の価格で入札した者が複数いる場合は、入札事務に関係のない市の職員に「くじ」を引かせ落札者を決定する。

入札書を提出した者が一者であった場合でも、入札は有効とする。

(3) 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- 入札参加資格のない者の入札書
- 同一人が提出した 2 通以上の入札書全部
- 入札者が協定して入札した入札書
- 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- 金額を訂正又は記名押印を欠いた入札書
- 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- 入札に際し不正をした者の入札書
- 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札書
- 一般競争入札に関する条件に違反した者の入札書
- 最低入札価格を下回る金額の入札書

(4) 入札の不調

入札不調となった場合、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可とし、協議相手の候補者は申出のあった者の先着順とする。

なお、使用料は不調となった物件の最低落札価格とする。

6 契約の締結

設置者は、落札決定の日から 5 日以内に財産管理者と市有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければならない。

7 設置者決定の取消し

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置者が参加資格を失った場合

(3) 参加資格等に虚偽の記載があった場合

8 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、安曇野市財務規則（平成 17 年安曇野市規則第 39 号）の規定による。
- (2) 契約・貸付手続に関する一切の費用については、設置者の負担とする。
- (3) 契約締結後、許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写しなど。）を提出すること。
- (4) 入札手続及び設置場所に関する質問については、質問書（別紙 6）を作成し、指定された問合せ先にメール、ファックス、郵送又は持参して提出すること。回答は、ファックス、電子メール等で質問者に対して個別に行い、市のホームページ等で適切な周知を行うものとする。

(別紙1)

入札参加資格審査書類送付書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申 込 者
住 所 (所在地)
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
連 絡 先
担 当 者

安曇野市自動販売機設置者募集について、参加を予定しているため下記のとおり資格審査書類を提出します。

記

提出書類

下記の「提出書類」欄に「○」表示がある書類を提出します。

提出書類	提出書類	法人	個人	摘要
	b 商業登記簿謄本	○		現在事項全部証明書 ※設置者となるもの
	c 身元(身分)証明書		○	本籍所在地の市区町村長が 発行する証明書
	d 業務実績書(別紙2)	○	○	
	e 誓約書(別紙3)	○	○	
	f 設置する自動販売機のカタログ	○	○	
	g 委任状(別紙4)	△	△	申込者以外が入札を行う場 合に限り提出
	h 許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限 り提出

※ 提出する書類について、「提出書類」欄に「○」を記入してください。

(別紙2)

業 務 実 績 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申 込 者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

連絡先

過去3年間に自動販売機の設置業務につき、自ら管理・運営した2年以上の実績については下記のとおりです。

記

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

(記載上の留意点)

- (1) 国又は地方公共団体の施設での実績があれば当該実績を優先して記載すること。
- (2) 複数の実績がある場合は、直近の実績を3件まで記載すること。
- (3) 「設置場所の所有者」欄の記載は次のとおりとすること。
 - ① 国又は地方公共団体の場合は、「〇〇省」又は都道府県・市町村名を記載
 - ② 団体又は民間企業等の法人の場合は、団体名又は企業名を記載
 - ③ 個人経営の商店等、場所の所有者が個人の場合は、「民間私人」と記載
- (4) 「設置施設の名称等」欄の記載は次のとおりとすること。
 - ① 施設名 (〇〇事務所、〇〇高等学校、〇〇ビルなど) がある場合は、その名称を記載
 - ② 施設名がない場合又は建物のない土地に設置している場合は、「建物内」、「建物の軒下」、「更地上」など設置場所の状況を記載
- (5) 「設置期間」欄の記載は、「〇年間」又は「〇年〇カ月間」と記載し、設置継続中の場合は、設置開始時から本実績書提出時までの設置期間を記載

(別紙3)

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申 込 者

住所 (所在地)

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

連 絡 先

安曇野市自動販売機設置者募集の参加にあたって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 募集要領2に定める参加資格・要件を全て満たしており、申込みにかかる提出書類の全ての事項は事実と相違ありません。
- 2 参加に際し、募集要領及び仕様書に記載の内容を全て承知しています。

(別紙4)

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

代 理 人

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑩

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

安曇野市自動販売機設置者募集への参加申込及び入札書の提出並びに市有財産賃貸借契約の締結及び履行に関する一切の権限

委 任 者

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑩

(別紙5)

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

入 札 者 (代 理 人)
住 所 (所 在 地)
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

⑨

安曇野市自動販売機設置者募集について、募集要領及び仕様書を熟読し、承諾したうえで下記のとおり入札します。

記

1 入札金額の表示

入 札 金 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

2 物件の表示

物 件 番 号	施 設 名 称

(記入上の注意事項)

- ・ 金額はアラビア数字(算用数字)で記入し、はじめの数字の頭に「¥」マークを記入すること。
- ・ 黒インク又は青インクのボールペンで記入すること。
- ・ 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わずに、入札する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- ・ 入札金額は年額とし、入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。
- ・ 金額は絶対に訂正しないこと。

(別紙6)

質 問 書

令和 年 月 日

質 問 者
商 号 又 は 名 称
氏 名
(担 当 者)

次のとおり質問します。

物 件 番 号	質 問 事 項
回答方法：ファックス・電子メール・その他（ ） ※いずれかに○ ファックス番号：() - メールアドレス： その他必要事項：	

市有財産賃貸借契約書

賃貸人 安曇野市(以下「甲」という。)と賃借人 ○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により、市有財産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称(設置場所)	区分	貸付面積

(指定用途等)

第3条 乙は、賃貸借物件を、自動販売機設置(以下「指定用途」という。)に自ら使用しなければならない。

- 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するにあたり、安曇野市自動販売機設置者募集要領(以下「募集要領」という。)及び仕様書_自動販売機(以下「仕様書」という。)を遵守しなければならない。

(指定期日)

第4条 乙は、賃貸借物件を令和○(西暦年)年○月○日(第6条の規定により指定期日を延期したときは、延期したその日)までに指定用途に供しなければならない。

(指定期間)

第5条 乙は、賃貸借物件を、前条に定める期日から賃貸借期間満了の日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

(指定期日の変更等)

第6条 乙は、不可抗力による賃貸借物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第4条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文章をもって、甲の承認を求めなければならない。

- 前項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、文書によるものとする。
- 甲が前項の承認をしたときは、第22条及び第23条の規定を適用しない。

(賃貸借期間)

第7条 賃貸借期間は、令和○年(西暦年)○月○日から令和○年(西暦年)○月○日までとする。

(賃貸借料の金額)

第8条 賃貸借料は、年額○○○○円とする。

- 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、月割り計算により算定した額とする。

(賃貸借料の支払)

第9条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定された期日までに賃貸借料を支払うものとする。

(延滞金)

第10条 乙は、前条に定める納入期限までに、賃貸借料を支払わないときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

2 甲は前項の規定による延滞金を、安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年安曇野市条例第86号）に準じて徴収するものとする。

(電気料及びその支払)

第11条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するため、計量法（平成4年法律第51号）の規定に適合するメーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、電気料を計算するものとする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第12条 自動販売機の設置、維持管理、撤去及び移設に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第23条第3号の規定により撤去する場合は、この限りではない。

2 前条第1項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は本契約の内容に適合しない状態があること（以下、「契約不適合」という）を発見しても、甲に対し、追完、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は損傷した場合は、当該滅失又は損傷した部分につき、甲の認める金額の減免を請求することができる。

(賃貸借物件の引渡し)

第14条 甲は、第7条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(転貸の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(委託の禁止)

第16条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約に基づく証明写真機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

2 前項により自動販売機設置及び管理運営に必要な業務の一部又は全部を第三者（以下「維持管理者」という。）に委託したときは、乙が甲に対して負うものと同様の義

務を維持管理者に負わせるものとし、乙は維持管理者の行為について責任を負うものとする。

(使用上の制限)

第17条 乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(商品等の盗難又は損傷)

第18条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は損傷について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(賃貸借物件の損壊による被害の補償義務)

第19条 乙は、賃貸借物件が、賃貸借物件を指定用途により供したことにより、第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

(滅失又は損傷の通知)

第20条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は損傷した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実施調査等)

第21条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて乙に対し、賃貸借物件や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

- (1) 第3条から第5条までに定める義務に違反したとき(次号に該当するものを除く。)又は第21条に定める義務に違反して甲の実地調査を拒み若しくは妨げたとき
賃貸借期間の賃貸借料総額の1割に相当する金額
 - (2) 第3条から第5条までに定める義務に違反して賃貸借物件を指定用途以外の用途に供した場合で、甲が特に悪質と認めるとき又は第15条及び第16条に定める義務に違反したとき
賃貸借期間の賃貸借料総額の3割に相当する金額
- 2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第26条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、本契約に係る募集要領に定める応募資格要件(以下「応募資格要件」という。)について偽って応募したことが明らかになったとき、又は応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 甲において、公用又は公共用、公益事業又は甲の企業の用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(4) 乙が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

（賃貸借物件の返還）

第24条 賃貸借期間が終了したとき、又は前条の規定に基づき甲が契約を解除したときは、乙は、甲の指定する期日までに、賃貸借物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

（原状回復義務）

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

(1) 乙の責に帰する事由により賃貸借物件を滅失又は損傷した場合で、甲が原状回復を要求するとき。

(2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。但し、賃貸借物件を原状に回復することが適当でないとき甲が認めたときはこの限りでない。

（損害賠償）

第26条 乙は、その責に帰する事由により賃貸借物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 第23条第3号の規定に基づきこの契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した以降の未経過期間の貸付料を日割り計算により返納する。

（有益費等の請求権の放棄）

第27条 第24条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費、その他費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）

第28条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（物件の点検）

第29条 乙は、甲の承認を得て、物品の設置場所に立ち入ることができる。この場合においては、乙は、必ずその身分を証明する商標を提示しなければならない。

（暴力団員又は暴力団関係者からの不当介入を受けた場合における措置義務）

第30条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所轄の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第31条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第32条 本契約に関する訴訟は、安曇野市役所所在地を管轄する長野地方裁判所松本支部に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年(西暦年)〇月〇日

甲 住所 長野県安曇野市豊科 6000 番地
氏名 安曇野市
市長 太田 寛 印

乙 住所
氏名 印